

## よくあるご質問

Q1、家を新築する予定ですが、補助金申請のタイミングはいつですか？

A1、住宅の引き渡しや登記、住所変更が終わった段階で申請ができます。

Q2、この補助金は予算がなくなり次第受付終了ですか？

A2、予算が不足すると見込まれる場合は補正予算で対応するため、受付終了することはありません。

Q3、住民票の世帯主と登記上の所有者が異なります。この場合はどちらの名義で申請を行えばよいですか？

A3、登記上の所有者名義で申請を行う必要があります。

Q4、登記上の所有者が2名以上いる場合、どのようにしたらよいですか？

A4、所有者のうち1名の名義で申請を行ってください。

なお、補助金の申請は一つの建物に対し1回のみとなります。

〔補足〕 補助対象経費は、申請者及び申請者の配偶者の持分に依りて計算します。

〔例1〕 経費 2,000 万円 所有者 2 名 (①申請者 ②申請者の親) ※全員持分 1/2

→対象経費は 1,000 万円(2,000 万円の 1/2)

〔例2〕 経費 3,000 万円 所有者 3 名 (①申請者 ②申請者の配偶者 ③申請者の親) ※全員持分 1/3

→対象経費は 2,000 万円(3,000 万円の 2/3)

Q5、他の補助金との併用は可能ですか？

A5、それぞれの補助金要件等をご確認ください。

本補助金については、他補助金を受けられている場合でも申請可能です。

Q6、この補助金は税金の対象となりますか？

A6、交付を受けた日の属する年分の「一時所得」として所得税の課税対象となります。(国庫補助金等の総収入金額不算入の特例を受けることができます。)また、確定申告で住宅借入金等特別控除を受ける場合、補助金等の額として住宅取得等の対価の額から控除する必要があります。

詳しくは税務署にご確認ください。